

観光誘客促進道民割引事業（どうみん割）支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、道内における宿泊を伴う旅行商品等を造成・販売する旅行会社や観光施設等に対し、予算の範囲内において、旅行代金等から割引額を支援金として交付する観光誘客促進道民割引事業（どうみん割）（以下「どうみん割事業」という。）を実施することとし、その支援金については、本要綱の定めるものとする。

（事務取扱者）

第2条 北海道（以下「道」という。）からどうみん割事業を委託された事務局（以下「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

（支援金の要件）

第3条 支援金の対象となる商品は、下表のとおりとする。ただし、いずれも道民、青森県民、岩手県民、宮城県民、秋田県民、山形県民又は福島県民が購入及び商品を利用したものとし、道内でサービスを提供する各施設等については、道が定めた「新北海道スタイル」の構築に向けた取組を実施しているもの（「新北海道スタイル」安心宣言を掲げている施設（一時的な休憩施設を除く））に限る。なお、青森県民の利用は令和4年1月4日から令和4年3月10日まで及び令和4年4月11日から、岩手県民、宮城県民、秋田県民及び山形県民の利用は令和4年4月1日から、福島県民の利用は令和4年5月9日からのものに限る。

区分	1人（人泊）あたりの販売価格	割引額	地域応援クーポン
宿泊旅行商品 交通付き宿泊旅行商品 交通付き日帰り旅行商品 アウトドア体験等の 日帰り旅行商品	3,000円 ～ 3,999円	1,000円	2,000円
	4,000円 ～ 4,999円	2,000円	
	5,000円 ～ 5,999円	2,500円	
	6,000円 ～ 7,999円	3,000円	
	8,000円 ～ 9,999円	4,000円	
	10,000円 以上	5,000円	

※地域応援クーポンについては詳細を「地域応援クーポン発行事業」実施要領に規定する。

2 支援金の対象となる期間は、本要綱第7条で規定する交付決定日から予約・販売されたもののうち、令和3年12月6日から令和4年3月10日利用分（宿泊については3月11日チェックアウト分まで）及び令和4年3月22日から令和4年7月14日利用分（宿泊については7月15日チェックアウト分まで）とする。

ただし、宿泊旅行は令和3年12月29日チェックイン分から令和4年1月3日チェックイン分まで及び令和4年4月29日チェックイン分から令和4年5月8日チェックイン分まで、日帰り旅行は令和3年12月30日から令和4年1月3日まで及び令和4年4月29日から令和4年5月8日までの期間をそれぞれ除く。

- 3 令和4年1月4日以降は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種者又は対象検査の結果が陰性だった者による利用に限る。なお、必要となるワクチン接種歴は、対象期間と利用者区分に応じ、下表のとおりとする。

対象期間	利用者区分	必要となるワクチン接種歴
令和4年1月4日から令和4年3月10日利用分 (宿泊の場合は3月11日チェックアウトまで)	道民、青森県民	2回
令和4年3月22日から令和4年3月31日利用分 (宿泊の場合は4月1日チェックアウトまで)	道民	2回
令和4年4月1日から令和4年4月10日利用分 (宿泊の場合は4月11日チェックアウトまで)	道民	2回
	岩手県民、宮城県民 秋田県民、山形県民	3回
令和4年4月11日から令和4年4月28日利用分 (宿泊の場合は4月29日チェックアウトまで)	道民	2回
	青森県民、岩手県民、 宮城県民、秋田県民、山形県民	3回
令和4年5月9日から令和4年7月14日利用分 (宿泊の場合は7月15日チェックアウトまで)	道民	2回
	青森県民、岩手県民、宮城県民、 秋田県民、山形県民、福島県民	3回

- 4 支援金の対象となる商品の購入回数に制限は無いが、宿泊を伴う商品の1旅行当たりの泊数の上限を5泊までとするとともに、同一施設における利用は1か月間に5泊までとする。ただし、ワーケーションとしての宿泊商品の場合は、1旅行当たりの泊数の上限は14泊までとするとともに、同一施設における利用は1ヶ月間に14泊までとする。

なお、離島での宿泊を伴う商品において、交通機関の欠航により延泊を余儀なくされた場合は上限の適用は行わない。

- 5 支援金の対象となる商品の販売に際しては、どうみん割事業の適用商品であることを明らかにするため、本来の販売価格（税及びサービス料を含む）及び支援を受けた後の販売価格と併せ、支援金の金額を明記すること。
- 6 本要綱第3条第1項に規定する中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象外とする。なお、本項第2号ウ、オ及びカの適用にあたっては、圏域（別表1）ごとに事業の停止を判定し、実施する。

- (1) ビジネス目的での利用

- (2) 感染症により、次のどうみん割事業の停止要件に該当する場合の施設、地域、期間の商品及び当該地域の住民の利用
 - ア 道の感染状況が「新たなレベル分類の考え方」（令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会）におけるレベル3（以下「レベル3」という。）相当以上と知事が判断した場合（事業全体の停止）
 - イ 道が緊急事態宣言措置の対象となった場合（事業全体の停止）
 - ウ 道がまん延防止等重点措置の対象となった場合（措置区域を含む圏域における事業の停止）
 - エ 本事業に参加する宿泊施設において集団感染が発生した場合（当該施設における事業の停止）
 - オ 圏域内の複数の宿泊施設で集団感染が発生した場合（当該圏域における事業の停止）
 - カ その他、道がどうみん割事業の停止等を決定した場合
 - (3) 他県民をどうみん割事業の対象とした場合に、次の停止条件に該当する県に係る施設、地域、期間の商品及び次に掲げる停止条件に該当する県民の利用
 - ア 感染状況がレベル3相当以上と知事が判断した県
 - イ 緊急事態宣言措置の対象となった県
 - ウ まん延防止等重点措置の対象となった県
 - エ 都道府県民割の停止等を決定した県
 - オ その他、道が、利用停止等を決定した県
 - (4) 国からの支援等を受けて販売しているもの。
 - (5) 国又は道が対象事業者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの。（例：招待旅行、研修旅行など）
 - (6) 国又は道が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの。
 - (7) 催行の実現性が低いと判断されるもの。
 - (8) 施設を予約したが、実際には利用しないいわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為
 - (9) 感染症対策に係る施設側の指示に利用者が従わない場合
 - (10) その他、事務局が不相当と認めるもの
- 7 どうみん割事業を適用する商品については、次の各号のいずれにも該当し、かつ本要綱第4条第1項に規定する支援金の交付対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）が取り扱う商品に限る。
- (1) 宿泊事業者、利用者ともに、「どうみん割」における取組（別表3）を実施すること。
 - (2) 感染防止の観点によるチェックイン、チェックアウト、食事、入浴時等における混雑緩和の工夫等がされていること。

（対象事業者）

第4条 対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 道内にある宿泊施設を運営する者のうち、次のいずれかに該当する者。なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」または第6項「店舗型性風俗特殊営業」を営む者を除く。

- ア 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた者のうち、同法第 2 条第 2 項の規定による「旅館・ホテル営業」を営む者
 - イ 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた者のうち、同法第 2 条第 3 項の規定による「簡易宿所営業」を営む者
 - ウ 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者
- (2) 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）に基づき旅行業の登録を受けた者のうち、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県又は福島県内に本社、支店、営業所を有する者。
 - (3) 日本国内に法人格を有する OTA（Online Travel Agent）であり、相応の実績を持つと認められる者。（手数料については、事業者の負担軽減について、最大限配慮することとし、具体的な内容については道と協議を行い、認められる者に限る）
 - (4) 道内にある観光協会又は DMO（Destination Management Organization）
 - ※DMO：観光地域づくり法人
 - 地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取役となる法人
 - (5) 一般社団法人北海道体験観光推進協議会
 - (6) 対象事業者として事務局が適当と認めた者
- 2 前項第 4 号及び第 5 号に係る取扱いについては、別に定める。

（対象事業者の遵守事項）

第 5 条 対象事業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 道が定めた「新北海道スタイル」の取組及び「どうみん割」における取組（別表 3）を実施する。また、十分な感染症対策を行い、業界団体等が作成する各業種のガイドラインを遵守すること。なお、対策が不十分と認められた場合は、対象事業者としての決定を取り消すこととする。
- (2) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (3) 前号のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- (4) 当事業により宿泊及びサービスを利用しようとする者に対して、事前に感染症対策に係る警戒情報をホームページ等により確認し、行動するように周知すること。
- (5) 本要綱第3条第6項第2号及び第3号に該当する場合のキャンセル料を道、事務局及び商品の購入者には求めないこと。ただし、別に道または事務局から指示がある場合を除く。
- (6) 事業の実施にあたって、道または事務局の決定に従わない場合は、対象事業者としての決定を取り消すこととする。

(支援金の交付申請)

第6条 対象事業者は、次の書類を事務局に提出するものとする。ただし、同一の法人等において、本要綱第4条第1項の各号で複数にまたがる場合はそれぞれ提出すること。

- (1) 交付申請書（様式第1-1号または様式第1-2号）
- (2) 交付金申請書内訳シート（様式第1-1号の2）
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 「北海道スタイル安心宣言」の写し
- (5) 指定口座通帳の写し（様式第1-1号の3）
- (6) その他事務局が必要と認める書類

2 前項の規定による書類の提出先は事務局とし、提出期限及び部数については別に定める。

(交付決定額の通知)

第7条 事務局は、内容を審査し、道と協議の上、支援金額を決定し、交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

(交付決定額の変更等)

第8条 対象事業者は、交付決定額通知後に、次の各号に掲げる事由により本要綱第6条第1項で提出した交付申請書の内容を変更をしようとする場合は、事務局と協議の上、事務局が必要と認める書類を添えて、「変更申請書（様式第5号）」を提出する。

- (1) 区分毎の内容の変更
- (2) 申請した割引総額合計の20パーセントを超える変更

ただし、20パーセント以内であっても交付決定額を上回る変更申請はできません。

(月次報告及び月次請求)

第9条 対象事業者は、毎月末時点で全ての事業が完了していない場合、当月1日から末日までの実績について翌月15日までに（令和4年3月、令和4年7月分については別に定める）、次の書類を事務局へ提出しなければならない。ただし、同一の法人等において、本要綱第4条第1項の各号で複数にまたがる場合はそれぞれ提出すること。

- (1) 実績内容確認書（様式第 10 号）
 - (2) 実績内訳シート（様式第 10 号の 2）
 - (3) その他、事務局が必要と認める書類
- 2 対象事業者は、本要綱第 9 条第 1 項の月次報告にあわせ、「月次請求書（様式第 11 号又は様式第 11 号の 2）」を提出することができる。
- 3 事務局は、前項による支援金の請求があった場合は、本要綱第 9 条第 1 項で提出された実績内容と照合し、請求内容を確認しなければならない。

（実績報告）

第 10 条 対象事業者は、当該事業が完了したときは、実績報告書等を事業完了の翌月 15 日までに（令和 4 年 3 月、令和 4 年 7 月分については別に定める）、事務局に提出しなければならない。ただし、同一の法人等において、本要綱第 4 条第 1 項の各号で複数にまたがる場合はそれぞれ提出すること。

- 2 前項に定める実績報告書等は次の書類とする。
- (1) 実績報告書（様式第 12 号）
 - (2) 実績内容確認書（様式第 10 号）
 - (3) 実績内訳シート（様式第 10 号の 2）
 - (4) その他、事務局が必要と認めるもの

（支援金の額の確定）

第 11 条 事務局は、対象事業者から前条による実績報告があった場合、内容を審査の上、支援金交付確定通知書（様式第 13 号）により通知する。

（支援金の請求）

第 12 条 前条の規定により通知を受けた対象事業者は、「請求書（様式第 11 号又は様式第 11 号の 2）」を提出することとする。

（支援金の交付）

第 13 条 事務局は、本要綱第 9 条第 3 項及び前条の規定による適正な請求書を受理した日から、30 日以内に対象事業者の指定口座に支援金を支払うものとする。

（支援金の交付条件）

第 14 条 支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本要綱の規定に従うこと。
- (2) 対象事業者は、どうみん割事業に係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 対象事業者は、どうみん割事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保管しておくこと。

- (4) 支援金の対象となる商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売することを禁止する。

(状況報告及び調査)

第 15 条 事務局は、必要に応じて対象事業者から報告を求め、又は調査することができる。

(支援金の交付決定の取消し)

第 16 条 事務局は、対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合や不正な申請を行った場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、支援金を交付した後においても適用する。

(支援金の返還)

第 17 条 事務局は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた対象事業者は、事務局が指定する期日までに、直ちに支援金を返還しなければならない。

(不正利用の防止について)

第 18 条 対象事業者は、不正利用防止のために、不正利用を極力排除するための措置を講じなければならない。

(費用の負担)

第 19 条 この要綱に基づく手続き及びどうみん割事業の実施に関し、対象事業者が不利益を被る場合にあっても、道及び事務局は一切の費用を負担しないものとする。

(雑則)

第 20 条 この要綱に定めのない事項については、道と事務局が協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 24 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 10 月 16 日)

この要綱は、公布の日から施行し、令和 2 年 10 月 16 日から適用する。

附 則 (令和 3 年 3 月 26 日)

この要綱は、公布の日から施行し、令和 3 年 3 月 26 日から適用する。

附 則 (令和 3 年 4 月 27 日)

この要綱は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 27 日から適用する。

附 則 (令和 3 年 10 月 8 日)

この要綱は、公布の日から施行し、令和 3 年 10 月 8 日から適用する。

附 則 (令和 3 年 10 月 28 日)

この要綱は、公布の日から施行し、令和 3 年 10 月 28 日から適用する。

附 則（令和3年11月12日）

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年11月12日から適用する。

附 則（令和3年12月16日）

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年12月16日から適用する。

附 則（令和4年3月18日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和4年3月18日から適用する。

2 令和3年12月6日から令和4年3月10日利用分のどうみん割について、事務局に対し、令和4年1月22日以降令和4年3月21日までに第10条に基づく実績報告書を提出した事業者のうち、令和4年3月22日以降利用分のどうみん割における対象者となる意向のない事業者以外は、引き続いて令和4年3月22日以降利用分のどうみん割の対象事業者となる意向のある事業者とみなし、提出した実績報告書は、第9条に基づいて提出した月次報告書とみなす。

附 則（令和4年3月30日）

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年3月30日から適用する。

附 則（令和4年4月6日）

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月6日から適用する。

附 則（令和4年4月21日）

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月21日から適用する。

附 則（令和4年4月26日）

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月26日から適用する。

附 則（令和4年5月20日）

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年5月20日から適用する。

附 則（令和4年6月21日）

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年6月21日から適用する。

【用語解説】

第3条第1項の表中

○宿泊旅行商品

道内宿泊施設（旅館業法に基づく「旅館・ホテル営業」若しくは「簡易宿所営業」に供される施設又は住宅宿泊事業法に基づく「住宅宿泊事業」の届出住宅をいう。以下同じ。）に宿泊することを主目的とした商品

○交通付き宿泊旅行商品

移動を目的とした交通手段（JR、バス、タクシー、レンタカー等）を用いて、道内宿泊施設に宿泊することを目的とした商品

○交通付き日帰り旅行商品

移動を目的とした交通手段（JR、バス、タクシー、レンタカー等）を用いて、道内観光施設等を訪れることを目的とした商品

○アウトドア体験等の日帰り旅行商品

- ・旅行会社により安全確認できた日帰りのアウトドア体験商品（※ガイド付きツアーのみ）
- ・北海道知事認定アウトドアガイド資格者が提供する商品

第3条第3項、第6項及び第7項

○利用者

どうみん割事業を適用する商品を購入し、利用する方